

建築確認申請書の綴り方(正本、副本共下記の順番で綴って下さい。)

R3.4.1~

正本	副本	ばら添付書類
建築物等確認仮預かり審査願書		確認申請消防審査資料書(図面等)
設計者用チェックリスト(意匠・構造・設備)		
確認申請書 第二号様式	確認申請書 第二号様式	建築計画概要書 (案内図は1/2500を添付)
下水道処理区域の判定① (申請書の第一面の裏に糊付けする)	下水道処理区域の判定① (申請書の第一面の裏に糊付けする)	
㊦ 委任状	㊦ 委任状	建築工事届
建築士免許証の写し	建築士免許証の写し	
都市計画法第53条に関する申告書② (都市計画課の押印付のもの)		浄化槽調書(副) (浄化槽の設置がある場合)
㊦ 開発行為等に関する申告書③ (住宅政策課の押印付のもの)		
各関係許可書等(写し)	各関係許可書等(原本)	㊦: 建築主の押印が必要なもの (関係各課に持ち回りしていただく書類については、その担当課の対応に即します)
㊦ 雨水流出抑制施設設置計画書(正)④ (河川清流課の押印付のもの)	㊦ 雨水流出抑制施設設置計画書(副)④ (河川清流課の押印付のもの)	
浄化槽調書(正) ※下水道処理区域内は除く	浄化槽調書(副) ※下水道処理区域内は除く	
1/2500 案内図	1/2500 案内図	
各設計図書 (構造計算がある場合、構造計算の安全証明書)	各設計図書 (構造計算がある場合、構造計算の安全証明書)	
既存擁壁現地調査結果報告書 (敷地の高低差が1.2m以上の場合)	既存擁壁現地調査結果報告書 (敷地の高低差が1.2m以上の場合)	

*この他に建物用途によって追加添付書類が必要な場合があります。

確認申請受付前に関係各課に持ち回りしていただく書類とその担当課について

書類	必要部数	担当課	内容
① 下水道処理区域の判定	2部	別館3階 下水道整備課	必要事項記入の上提出 押印済のものを確認申請書(正・副)の第一面の裏に糊付
② 都市計画法第53条に関する申告書	2部	新館8階 都市計画課	必要事項記入の上、案内図を添付し提出 押印済のものを確認申請書(正)に添付
㊦ ③ 開発行為等に関する申告書	2部	新館8階 住宅政策課	必要事項記入の上、案内図、配置図を添付し提出 押印済のものを確認申請書(正)に添付
㊦ ④ 雨水流出抑制施設設置計画書	3部	別館4階 河川清流課	必要事項記入の上、案内図、配置図、構造図を添付し提出 押印済のものを確認申請書(正・副)に添付

<その他の事項について>

1/2500案内図は、新館8階 都市計画課にて購入してください。	
解体工事がある場合は、建築指導課にて建設リサイクル法の届出等について担当者と協議してください。	
法第42条2項道路に接する場合は、確認申請前に建築審査課道路担当と後退用地の取扱い等について協議してください。	
確認申請手数料の納付方法	<ol style="list-style-type: none"> 8階建築審査課から4枚綴りの納付書を受け取る。 1階千葉銀行に手数料を納付し、領収証書及び納付済証明書を受け取る。 納付済証明書を建築審査課の窓口へ提出する。(正本裏面への糊付け)
浄化槽の排水は、申請前に協議してください。	<ol style="list-style-type: none"> 市道排水は、道路維持課と協議 県道排水は、東葛飾土木事務所と協議 私道排水は、道路管理者、所有者又は排水方向隣接者のいずれか1名以上と協議 土地区画整理による道路への排水は、土地区画整理組合と協議